

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ 選考委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイにおいて定款第3及び第4条に定める難病児、ご家族の支援事業を実施するための受け入れについて選考する選考委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(選考委員会での選考)

第2条 選考委員会は、別に定める選考規程（公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ選考規程）に従い、定款第3条及び定款第4条に定める難病児、ご家族の支援事業を実施するための受け入れについて、公平、公正に選考を行うものとする。

(選考委員会の構成)

第3条 選考委員会の委員は、医療及び福祉に関する専門知識及び豊富な経験を有する者をもって構成する。

- 2 選考委員の人数は、3名以上5名以内とする。
- 3 選考委員は、理事会において選任し、理事長が委嘱を行う。
- 4 選考委員会に、委員長を1名おく。
- 5 委員長は、選考委員の互選により選任する。

(任期)

第4条 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された選考委員の任期は、前任者の任期の満了の時までとする。
- 3 選考委員は、第3条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお選考委員としての権利義務を有する。

(選考委員会の開催)

第5条 選考委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

- 2 選考委員会は、選考委員総数の過半数の出席をもって開催する。
- 3 選考委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、予め選考委員会の決議をもって定めた順序によりこれにあたる。
- 4 選考委員会は、委員長の判断により、ITを用いた会議形式あるいはメールを用いた書面会議形式による開催に代えることができる。

(議長)

第6条 選考委員会の議長は、選考委員長がこれにあたる。

(決議の方法)

第7条 選考委員会の決議は、出席した選考委員の過半数をもって行う。

2 前項の決議につき、特別の利害関係を有する選考委員は、その決議に加わることはできない。この場合、当該委員の数は、前項の選考委員の数に参入しない。

(書面決議)

第8条 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

(議事録)

第9条 選考委員会の議事録については、議事の要旨及びその結果を記載して、出席した選考委員が署名又は押印する。

(報酬)

第10条 選考委員会については、活動に伴う経費を支払うほか無報酬とする。

(委員の責務)

第11条 選考委員会の委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。
また、委員を辞した後も同様とする。

(改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

附則

- 1 この規程は、当法人が公益認定法第4条に基づく公益社団法人の認定を受けた日から施行する。
- 2 前項の施行日は、平成27年3月26日である。
- 3 この規程は、令和4年7月16日から改正施行する。(令和4年度第2回理事会決議)
- 4 この規程は、令和7年6月22日から改正施行する。(令和7年度第1回理事会決議)

FAX 03-6411-1407

支援申込書 (担当医による診断書も併せて提出をお願いします)

記入日 年 月 日

保 護 者 氏 名 住 所	フリガナ	性 別	☐ 男 ☐ 女	児との 続柄	
	印				
		生年月日	年 月 日()才		
	フリガナ				
〒					
Email 電話・携帯電話					
利 用 者 氏 名	フリガナ	性 別	☐ 男 ☐ 女	身 長 体 重	cm
					kg
		生年月日	年 月 日()才		
同 伴 者	氏名 (フリガナ)			年齢	続柄

ご希望内容

訪問先施設等の希望

- ☐ 東京ディズニーランド ☐ 東京ディズニーシー ☐ 横浜アンパンマンこどもミュージアム
☐ チームラボプラネッツ ☐ 東京スカイツリー ☐ その他(希望先をお書きください)

.....

今回の旅行支援の中でやりたいこと

.....

希望時期

第1候補：_____年____月____日 ～ _____年____月____日

第2候補：_____年____月____日 ～ _____年____月____日

第3候補：_____年____月____日 ～ _____年____月____日

上記の時期を希望する理由：_____

現在の状況

☐ 在宅治療中 ☐ 入院治療中 ☐ 治療後経過観察中 ☐ その他（_____）

診断名 _____

医療機関名 ① _____（主病院）

医療機関名 ② _____（かかりつけ）

診療科名 _____

担当医名 _____

連絡先 _____

電話・Fax _____

Email _____

その他

他団体から支援を受けられた事がありますか。

☐ ありません

☐ あります（下記に支援団体名、支援時期、支援内容をご記載ください）

支援団体名：_____ 支援時期：_____

支援内容：_____

今回の申込は過去の旅行者・支援者等からの紹介でしょうか

☐ 紹介者なし

☐ 紹介者あり（紹介者氏名：_____）

施設利用の申込みから受入れまで

申込み

1 申込みは、この支援申込書にご記入していただき郵送またはファックスしてください。

2. 担当医による診断書も併せて郵送してください。当法人から直接担当医の先生にお問い合わせする場合もありますので、予め担当医の先生にはその旨お伝えしておいてください。

3. この申込書を提出したことで施設利用が決定したわけではありません。

当法人の受け入れ基準に該当すると判断の後、受入れ決定のお知らせをいたします。

4. 施設利用が決まりましたら、受入れの準備のために、担当者が打ち合わせにお伺いをいたします。

5. 申込み後の状況の変化があった場合は、必ず申込み先の当法人までお知らせください。

選考規程

[選考規程 \(PDF\)](#)

をご覧ください。

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ

公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ 選考規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人 ア・ドリーム ア・デイ（以下「当法人」という。）が定款第3条及び第4条に規定する難病児、ご家族の支援事業を実施するにあたり、受け入れ対象者の選考について必要な事項を定めることを目的とする。

(申込)

第2条 受け入れを希望する者は、ホームページに掲載している「支援申込書」を 担当医による診断書と共に、当法人に提出するものとする。

(受け入れ対象者)

第3条 受け入れ対象者は、次の基準を満たすものとする。

(1) 日本国内からの受け入れ対象者の選考基準は、次に定めるとおりとする。

- イ 担当医によって、小児がん、心疾患、代謝異常など、いわゆる難病と診断されている。
- ロ 担当医によって、症状が安定しており、受け入れ施設までの旅行及び滞在に耐え得ると診断されている。
- ハ 担当医によって、看護師の同行によって、もしくは同行なく、旅行が可能と診断されている。
- ニ 受け入れ時の年齢が、原則として3歳から18歳である。ただし、理事会が認める場合はその限りではない。

(2) 日本国外（アジア諸国）からの受け入れ基準は、次に定めるとおりとする。

- イ 担当医によって、小児がん、心疾患、代謝異常など、いわゆる難病と診断されている。
- ロ 当法人とのパートナー提携のある医療施設から推薦されている。
- ハ 担当医によって、症状が安定しており、受け入れ施設までの旅行及び滞在に耐え得ると診断されている。
- ニ 受け入れ時の年齢が、原則として3歳から18歳である。ただし、理事会が認める場合はその限りではない。

なお、次の児は受け入れができない。

- イ 旅行及び滞在中に、高度な治療あるいは医学的管理が必要になる可能性が高い状態の児。
- ロ 在宅で行われている治療を必要とする児で、受け入れ施設において医学的に受け入れが困難と判断された児。

(選考方法)

- 第4条 選考委員会は、第3条で定める受け入れ対象者の選考基準に則り、受け入れ希望者から提出を受ける担当医の診断書等を確認し、総合的に検討する。
- 2 委員会は、選考するにあたり、必要に応じて受け入れ希望者の担当医と直接連絡を取り、詳細情報について聞き取りを行うことができる。
- 3 検討結果については、選考委員において協議を行い、原則として選考委員全員の合意をもって受け入れ対象者及び受け入れ時期を決定する。
- 4 前項の決定内容については、理事長及び理事会に報告する。

(改廃)

- 第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

- 1 この規程は、当法人が公益認定法第4条に基づく公益社団法人の認定を受けた日から施行する。
- 2 前項の施行日は、平成27年3月26日である。
- 3 この規程は、令和6年3月3日から改正施行する。（令和5年度第3回理事会決議）
- 4 この規程は、令和7年6月22日から改正施行する。（令和7年度第1回理事会決議）